

総務委員会資料

平成28年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第170号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

資料 新旧対照表

平成28年11月25日

総務企画局

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 昭和26年10月18日条例第46号</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）</u>第29条第2項及び第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p><u>（地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人）</u></p> <p>第1条の2 <u>法第29条第2項に規定する条例で定める法人は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人とする。</u></p> <p>(懲戒の手續)</p> <p>第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を、当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下、給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>(停職の効果)</p> <p>第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。</p> <p>2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。</p> <p>3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。</p> <p>(この条例の実施に関し必要な事項)</p> <p>第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>○職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 昭和26年10月18日条例第46号</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p>(懲戒の手續)</p> <p>第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を、当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下、給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>(停職の効果)</p> <p>第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。</p> <p>2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。</p> <p>3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。</p> <p>(この条例の実施に関し必要な事項)</p> <p>第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>